

質問書に対する回答

質問 No	項目	様式・冊子名	ページ No.	質問	回答
29	同種業務としての条件について	設計要領	3	(3)の(ア)同種業務について。「国若しくは地方公共団体又は独立行政法人町等が発注した、延べ面積 1,000 m ² 以上の…」の文のうち独立行政法人等に、社会福祉法人、医療法人社団は含まれますか。	含まれます。
30	単語の定義について	全体	-	文中の「提出者」とは会社及びJV 全体を指し、「技術者」とは各配置予定技術者を指しておられますか。	ご理解の通りです。
31	様式2について	実施要領	5	様式2の記入について。②と③の欄に記入する実績は新築に限りますか。要領では新築の実績を有することとありますが、様式2には新築・増改築・改修も記入できることになっております。新築に限るのか、増改築・改修も記入して良いか、お教えてください。	募集要項の通りとなります。様式2は修正したものを再度公表します。
32	様式2について	実施要領	5	様式2の記入について。②と③の欄に記入する実績は民間業務(発注者が民間企業)の実績を記入して良いと、理解してよろしいでしょうか。	「評価要領」3 評価基準について (1)提出者の技術力に記載している「町等」から受領している業務実績をご記入ください。
33	評価	提案者選定及び技術提案書特定評価要領	3	(3)技術者の技術力について過去の実績のうち1件を次のとおり評価する とあるが、この1件は 様式3の④に記入したものを評価するのでしょうか。	ご理解の通りです。
34	評価	提案者選定及び技術提案書特定評価要領	3	(3)技術者の技術力について過去の実績のうち1件を次のとおり評価する。 とあるが、この1件は 様式4の④に記入したものを評価するのでしょうか。	ご理解の通りです。
35	評価	提案者選定及び技術提案書特定評価要領	3	(3)技術者の技術力について過去の実績のうち1件を次のとおり評価する。 とあるが、この1件は様式2ではないと考えます。理由は様式2には業務に従事した立場の記入欄がないためです。	技術者の技術力は様式3および様式4をもって評価します。
36	評価	提案者選定及び技術提案書特定評	3	(3)技術者の技術力について過去の実績のうち1件を次のとおり評価する。 とあるが、様式4を複数枚提出することで評価値の合計点は高くなりますか。何枚提出しても最も高い1件	様式4には該当する実績を1件のみ記載ください。

		価要領		のみを評価されますか。どちらでしょうか。	
37	施設規模	基本設計・実施設計業務仕様書	1	(2)施設の条件 施設の想定規模 1,100 m ² となっていますが、要求水準資料 8、9 では 870 m ² 程度で示されています。施設条件で示されているように適切な施設規模については提案者により検討、設定するということでしょうか。外構施設についても同様の考えでよいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	業務内容	基本設計・実施設計業務仕様書	2	基本設計の業務内容(4)造成設計とのすり合わせとあるが、造成設計の当該事業者はすでに決定しているのでしょうか。決定している場合公表可能でしょうか。造成設計の業務範囲について教えてください。	事業者については決定しておりますが、公表は不可です。造成設計の業務範囲は、設計の修正業務となります。本施設は前年度にモデルプランを基にした造成設計を完了しており、開発協議にあたり、本公募で選定された事業者の施設計画案に合わせた修正業務を行います。
39	業務内容	基本設計・実施設計業務仕様書	2	基本設計を9月にとりまとめ提出とありますが、要求水準には2026年11月に決定予定の指定管理者との協議内容を設計に反映することとなっています。時期的には実施設計に入っている段階でスケジュール的に対応できる内容には限りがあるかと思いますが、協議内容についてどの程度反映することが必要でしょうか。	施設のメンテナンスに関する協議が想定され、実施設計段階で反映可能な程度と考えます。
40	什器備品等計画の要求水準	基本設計・実施設計要求水準	13	イ、ウで示されている事業者とはそれぞれ指定管理者ということでしょうか。	ご理解の通りです。
41	本事業の対象施設	基本設計・実施設計要求水準	2	想定されているジム・スタジオ、入浴施設、外構施設ふわふわドームについての営業時間、休日等ありましたら教えてください。	本公募実施後、指定管理者の公募が実施されます。ご質問箇所は指定管理者との協議で決定します。
42	共同企業体に要求される資格	公募型プロポーザル実施要領	4	提出者に要求される資格として、実施要領7(2)(エ)延床面積1,000 m ² 以上の新築建築物で、「公衆浴場、寄宿舍、宿泊施設、病院又は福祉施設」いずれかの建築設計の管理技術者として従事し、当該業務が完了した実績を有する管理技術者を配置できること。とあるため民間業務も実績として認められると考えます。「提案者選定及び技術提案書特定評価要領」の3の(3)技術者の技術力のア(ア)では、国若しくは地方公共団体	「評価要領」3 評価基準について (1)提出者の技術力に記載している「町等」から受領している業務実績をご記入ください。評価において、国若しくは地方公共団体が発注した施設と、「町等」で示す他団体が発注した業務実績とで評価に差異は設けない方針です。
		提案者選定及び技術提案書特定評価要領	3		

				又は独立行政法人等が発注した、延べ面積 1,000 m ² 以上の公衆浴場、寄宿舎、宿泊施設、病院又は福祉施設」のいずれかに該当する施設に係る設計業務を元請として履行し、完了したもの。として評価する場合、民間業務の評価値はどのようになるのでしょうか。例えば公共の同種業務1.0 に対して民間は0.95等でしょうか。数値でお教えてください。	
43	-	技術提案書の提出者を選定するための基準	-	評価項目の上から2つ目の「技術者の資格」について。主任技術者の総合は配点が「2」となっております。どのような場合に2点が得られますか。特定評価要領6ページにある(ア)×(ウ)又は(イ)×(ウ)の計算式では最大で1点です。総合分野の主任技術者を2名配置であった場合に2点でしょうか。お教えてください。	技術者の資格においては一級建築士の場合評価係数が1.0であるため、 $1.0 \times 2 \text{点} = 2 \text{点}$ となります。評価要領6ページに記載の計算式は技術者の技術力に関する計算式になります。